



2023年5月15日

各位

会社名 株式会社アクセスグループ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 木村 勇也
(コード番号：7042 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 財務企画部長 保谷 尚寛
TEL. 03-5413-3001

**第三者割当により発行される第1回乃至第3回新株予約権の発行及び新株予約権に関する
買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ**

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による第1回乃至第3回新株予約権（以下、個別に「第1回新株予約権」、「第2回新株予約権」及び「第3回新株予約権」といい、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行及び新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム※以下、「本買取契約」といいます。）を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につきお知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本第三者割当」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

I. 本資金調達について

1. 募集の概要

<新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2023年5月31日
(2) 新株予約権の総数	2,000個（新株予約権1個につき普通株式100株） 第1回 800個 第2回 600個 第3回 600個
(3) 発行価額	総額2,148,200円（第1回新株予約権1個あたり1,294円、第2回新株予約権1個あたり852円、第3回新株予約権1個あたり1,003円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式200,000株 第1回新株予約権：80,000株 第2回新株予約権：60,000株 第3回新株予約権：60,000株
(5) 資金調達の額	243,848,200円（注）
(6) 行使価額	当初行使価額 第1回新株予約権：1,100円 第2回新株予約権：1,200円 第3回新株予約権：1,400円 行使価額の修正 ① 第1回新株予約権 当社は、2023年12月1日以下、「第1回リセット日」といいます。）

	<p>及び2024年6月4日（以下、「第2回リセット日」といいます。）において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます（以下、かかる取締役会決議がなされた日を「修正決議日」といいます。）。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の1取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）後の日に、第1回新株予約権の行使価額は、修正決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社がかかる決議を行うことができません。</p> <p>② 第2回新株予約権 第2回新株予約権の行使価額は、第2回リセット日において、第2回リセット日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。</p> <p>③ 第3回新株予約権 第3回新株予約権の行使価額は、第1回リセット日において、第1回リセット日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。</p> <p>下限行使は当初502円としますが、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。</p>
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社 EVO FUND（以下、「EVO FUND」又は「割当予定先」という。）
(9) 権利行使期間	2023年6月1日～2025年6月2日
(10) その他	当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本買取契約を締結する予定です。 本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

※ターゲット・イシュー・プログラム (TIP)

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を3パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表の通り）。これは、将来の株価上昇を見越し、3パターンの行

行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、本新株予約権の発行から一定期間が経過しても当社株価がターゲット価格を下回る状況においても本新株予約権が行使される可能性を高めるため、第1回リセット日（2023年12月1日）及び第2回リセット日（2024年6月4日）において、以下の通り本新株予約権の行使価額が修正される仕組みとしました。但し、いずれの場合においても修正後の行使価額が下限行使価額である502円を下回ることはありません。

① 第1回リセット日（2023年12月1日）

- 第1回新株予約権：当社取締役会が必要と判断し決議した場合には、第1回リセット日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%（1円未満の端数切上げ）に修正される。
- 第3回新株予約権：自動的に、第1回リセット日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%（1円未満の端数切上げ）に修正される。

② 第2回リセット日（2024年6月4日）

- 第1回新株予約権：当社取締役会が必要と判断し決議した場合には、第2回リセット日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%（1円未満の端数切上げ）に修正される。
- 第2回新株予約権：自動的に、第2回リセット日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%（1円未満の端数切上げ）に修正される。

上記の行使価額が修正される仕組みにより、当社株価が低迷し本新株予約権の行使が進まないリスクを減らすことができます。また、当社株価がターゲット価格である当初の行使価額を大きく上回って推移する状況においては、行使価額が上方修正されることにより、資金調達額が増加する可能性があります。

ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」の特徴は、行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわちいわゆる Moving Strike Price（当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること）にならないことです。また下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載の通り、本新株予約権のいずれも行使価額の修正は6カ月間において最大1回であることから、取引所定める「有価証券上場規程」第410条第1項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行数	800個	600個	600個
発行価額の総額	1,035,200円	511,200円	601,800円
発行価額	1,294円	852円	1,003円
行使価額	1,100円	1,200円	1,400円
「行使価額の修正」の項目	有	有	有
行使請求期間	2年間	2年間	2年間

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、「人や社会をベストな未来へ導くために、心の通うメディアとコミュニケーションの場を創造」することをグループ経営理念としており、その使命を全うするため、プロモーション支援事業、採用支援事業、教育機関支援事業を事業セグメントとして特化し、広告広報を含めた総合支援案件の受注を推進しています。

プロモーション支援事業を取り巻く市場においては、日本国内の2022年総広告費が過去最高の7兆1,021億円（前年比104.4%）となるなど、堅調に推移しています（株式会社電通「日本の広告費2022」）。当社のプロモーション支援事業においても、官公庁・自治体からの受託案件のほか、リアル型プロモーション手法が復調、キャンペーンを中心とした事務局代行も引き合いが継続しています。当社は、従前のプロモーション全般の提案に加えて事務局機能を強化し、受託業務の拡大を推進しています。

採用支援事業においては、主に新卒の就活マーケットを中心に事業展開しており、新卒採用支援サービス市場規模は1,285億円（2022年予測、矢野経済研究所「新卒採用市場の現状と展望2022年版」）となっており、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準になりました。今後、労働人口の減少による採用活動の活性化が見込まれるだけでなく、売り手市場による採用活動の複雑化や工数増が課題となっていることから、当事業も新卒学生向けの人材紹介と採用業務代行の受託にも注力しています。

教育機関支援事業では、日本国内の高等教育機関への進学率が過去最高の83.8%（文部科学省報道発表「学校基本調査/令和3年度（確報）」）となっていますが、日本国内の少子化の進行、入学金、検定料収入等の減少による財政悪化などが課題となっています。当事業では、「教育機関を総合支援する」と再定義し、学生募集だけでなく同窓会活性化やスポーツ振興を通じた寄付金活性化の提案、学内業務代行、資格・検定機関などへフィールドを拡大させています。

また、教育機関支援事業では、日本国内にある日本語学校の日本語学校生に向け、日本の高等教育機関への進学支援を行っています。今後は、採用支援事業でも外国人大学生の就労支援を加速させてまいります。2023年3月17日に行われた政府の「教育未来創造会議」において、2033年までの目標として「外国人留学生受け入れ40万人」、及び留学後の日本国内就労を積極的に推進する方針が示されました。当社グループは、この方針による積極的な外国人留学生の受け入れが推進されることから、マーケットはさらに拡大するものと捉えています。

このような経営環境の中、当社グループでは、「既存事業の成長」はもとより「業務代行・事務局機能の効率化と拡大」と「外国人留学生分野の再強化」に重点を置いた経営方針を定めています。当社グループの成長においては、迅速かつ機動的に資本を投下するための資金が必要と考えており、本新株予約権の発行による資金調達を行うに至りました。

具体的には、「新卒・進学両分野におけるメディアリニューアル・新サービスの展開」及び「日本語学校生、高度外国人材、及び外国人大学生に向けた新サービスの開発」など、新規サービス開発関連に86,500千円、業務代行機能の拡大やDXを含めた効率化、新規サービス参入に寄与する企業のM&Aを想定した待機資金50,000千円を事業推進にあたっての資金使途といたします。また、当社グループの財務面の強化を目的として、本調達額のうち107,348千円は、金融機関との当座貸越契約による借入金の返済に充当し、経営基盤の強化を図ってまいります。

なお、当社グループは、時価総額を含めた企業価値の向上を重要な経営課題と位置付けています。①着実な利益の確保、②M&Aを含めた新たな事業分野への投資の検討と実行、③効果的なIRの実施の3点を方針として取り組んでいますが、これらを一層加速させるための検討を重ねてまいりました。

その結果、当社グループは、本新株予約権の発行によるターゲット株価に合わせた資金調達が、企業価値の向上と株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと判断いたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

（1）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定（第1回新株予約権は1,100円、第2回新株予約権は1,300円、第3回新株予約権は1,400円）されていますが、当社は第1回リセット日及び第2回リセット日における当社取締役会の決議（但し、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には当社はかかる決議を行うことができません）により第1回新株予約権の行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の1取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配

表示を含みます。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。また、第2回新株予約権の行使価額は、第2回リセット日において第2回リセット日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に、第3回新株予約権の行使価額は、第1回リセット日において第1回リセット日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に、それぞれ自動的に修正されます。「下限行使価額」は、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

(2) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(3) 本スキームの特徴」に記載の[メリット]および[デメリット]がありますが、本スキームは行使価額が原則として現在の当社株価よりも高い水準に固定されており、行使価額が修正されるとしても第1回新株予約権については、最大2回、第2回及び第3回新株予約権については、最大1回に限られるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(4) 他の資金調達方法」に記載のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、当社の事業計画上喫緊に必要な資金ニーズを満たすと同時に、当社の事業環境の進展に伴う株価上昇により、より有利な条件での資金調達を順次実施して行くことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 原則固定の行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております。第1回新株予約権については当社が希望しない限り行使価額の修正(最大2回)は行われず、第2回新株予約権及び第3回新株予約権についても本新株予約権の発行から一定期間が経過した予め決められたタイミングにおいて最大1回行使価額が修正されるのみであり、そもそも当社の希望どおり株価が上昇した場合には行使価額の修正を待たずに行使が完了することが期待できます。

② 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は200,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。

③ 買入消却条項

将来的に第2回新株予約権及び第3回新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会が第2回新株予約権及び第3回新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、いつでも残存する第2回新株予約権及び第3回新株予約権を買入消却することが可能です。買入消却額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

④ 行使価額修正条項・選択権

上記①に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、第1回新株予約権については、当社の判断により、行使価額を修正することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することが可能です。

⑤ 資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、

機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

⑥ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額（ターゲット価格）は当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価がターゲット価格を超えて初めて行使される可能性が生じます。

② 株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額（第1回新株予約権は当初1,100円、第2回新株予約権は当初1,200円、第3回新株予約権は当初1,400円）を下回る状況などでは、本新株予約権の行使に伴う資金調達ができない可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をせず当社の期待する本新株予約権の行使に伴う資金調達がなされない可能性もあります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。また、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在しません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株あたり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

② 新株予約権付社債（MSCB 含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込銀額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに転換がなされない場合、満期が到来する際には償還する必要があります。また MSCB の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

④ 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	246,148 千円
発行諸費用の概算額	2,300 千円
差引手取概算額	243,848 千円

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

第1回新株予約権の払込金額の総額	1,035,200 円
第2回新株予約権の払込金額の総額	511,200 円
第3回新株予約権の払込金額の総額	601,800 円
第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	88,000,000 円
第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	72,000,000 円
第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	84,000,000 円

2. 発行諸費用の概算額は、調査費用 150 千円、登記費用 750 千円、弁護士費用等 1,400 千円の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約 243,848 千円となる予定であり、調達する資金の具体的な用途については、次の通り予定しています。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途>

具体的な用途	金額 (千円)	支出予定時期
① 金融機関との当座貸越契約による借入金の返済	2,148	2023年6月～ 2026年3月

<本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な用途>

	具体的な用途	金額 (千円)	支出予定時期
①	新卒・進学両分野における自社メディアのリニューアルと日本語学校生、高度外国人材、及び外国人大学生に向けた新サービスの構築費用	86,500	2023年6月～ 2026年3月
②	M&A及び資本・業務提携に係る費用	50,000	2023年6月～ 2026年3月
③	金融機関との当座貸越契約による借入金の返済	105,200	2023年6月～ 2024年3月

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)」に記載の通り 243,848 千円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、①から順に優先的に充当した上で、自己資金の充当、借入れ等の方法により対応する予定です。

調達する資金の用途の詳細は以下のとおりです。

① 新卒・進学両分野における自社メディアのリニューアルと日本語学校生、高度外国人材、及び外国人大学生に向けた新サービスの構築費用

採用支援事業においては、主に新卒の就活マーケットを中心に事業展開しておりますが、現在の事業環境は、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻り、今後、労働人口の減少による採用活動の活性化が見込まれるだけでなく、売り手市場による採用活動の複雑化や工数増が課題となっていることから、当事業も新卒学生向けの人材紹介と採用業務代行の受託に更に注力してまいります。

また、教育機関支援事業においても、日本国内の少子化の進行、入学金、検定料収入等の減少による財政悪化などが課題となり、学生募集だけでなく同窓会活性化やスポーツ振興を通じた寄付金活性化の提案、学内業務代行、資格・検定機関などのフィールドへ事業を拡大させています。また、2023年3月17日に行われた政府の「教育未来創造会議」において、2033年までの目標として「外国人留学生受け入れ40万人」、及び留学後の日本国内就労を積極的に推進する方針が示され、外国人留学生の日本の高等教育機関への進学及び就労機会は更に増加するものと想定されます。そのような事業環境の中で、自社メディアの顧客ユーザビリティニーズの向上、並びに日本語学校生、高度外国人材、及び外国人大学生に向けた新規サービスの拡充が必要不可欠と考えており、自社メディアの改修に行使により調達する資金で53,500千円、自社メディアの新規機能構築に行使により調達する資金で33,000千円の合計86,500千円の充当を予定しております。

② M&A及び資本・業務提携に係る費用

当社のプロモーション支援事業において、官公庁・自治体からの受託案件やリアル型プロモーション手法、キャンペーンを中心とした事務局代行への引き合いが継続しており、従前のプロモーションサービスに加えて事務局機能を更に強化し、受託業務の拡大を推進しています。その中で、既存事務局の機能強化のために、業務代行の機能拡大やDXを含めた効率化の促進が必要不可欠と考えております。また、プロモーション支援事業の他に、採用支援事業、教育機関支援事業において、新規サービスへの参入も積極的に検討して参ります。このような状況下で、当社として、不足する知見、技術、人材の獲得に向けては、M&Aの活用が有効な手段と考えており、事業環境に応じて積極的に投資を検討してまいります。以上の理由から、M&A及び資本・業務提携に係る費用として、行使により調達する資金で50,000千円の充当を予定しております。

なお、現時点において、具体的に計画されている案件はございませんが、対象先としては、当社グループの事業領域におけるプロフェッショナル人材及び新規サービスのノウハウ、コンテンツを有する

企業、特に、デジタル及びIT関連企業を考えております。今後案件が決定した際には、適切なタイミングで開示を行ってまいります。

また、M&A及び資本・業務提携先については、当社の企業価値の向上に資するものを慎重に選定・検討する予定であり、これらのM&A及び資本・業務提携の投資機会が実現しない場合は、事業成長を代替する観点から、調達資金の一部又は全部を、上記の①及び③に充当する可能性があります。なお、①、③のいずれの用途に充当するかについては、当社の事業状況に応じて適宜判断いたします。資金用途の見直しを行い、実際に、調達した資金を上記①及び③に充当することを決定した場合には、決定時期に応じて、有価証券報告書又は四半期報告書に記載するほか取引所において適時開示を行います。

③ 金融機関との当座貸越契約による借入金の返済

当社グループは、企業価値の向上を重要な経営課題と位置付けており、金融機関からの借入金の返済による自己資本の増強により財務体質を強化し、コロナ感染症流行前の水準である自己資本比率を46%まで回復させることを近々の目標においております。以上の理由から、金融機関からの当座貸越契約による借入金の一部返済に発行により調達する資金で2,148千円、行使により調達する資金で105,200千円の充当を予定しております。

以上の施策を目的に、当社は2023年5月15日、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することで、一層の事業拡大、収益の向上、及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の企業価値向上に寄与するものであると考えており、本第三者割当の資金用途については合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(茄子評価株式会社、代表者：那須川進一、住所：東京都港区麻布十番一丁目2番7号ラフィネ麻布十番701)に依頼しました。当社は当該第三者算定機関が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本資金調達の第三者算定機関に選定いたしました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価(1,004円)、ボラティリティ(3.63%)、予定配当利回り(1.20%)、無リスク金利(▲0.05%)について一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、当社は、権利行使の促進並びに権利行使による資金調達の最大化のため、株価が行使価額を上回る場合であっても下回る場合であっても第1回新株予約権の行使価額修正を行うものとする、当社が自ら本新株予約権を取得はしないものとする、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、並びに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額の第1回は1,294円、第2回は852円、第3回は1,003円

とし、本新株予約権の行使価額は当初、2023年5月12日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対し、第1回は9.56%、第2回は19.52%、第3回は39.44%、それぞれ上回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である茄子評価株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で 200,000（第1回新株予約権：80,000株、第2回新株予約権：60,000株、第3回新株予約権：60,000株）（議決権ベースで 2,000 個（第1回新株予約権：800個、第2回新株予約権：600個、第3回新株予約権：600個））であり、2023年5月12日現在の当社発行済株式総数 1,219,800株及び議決権数 12,128 個を分母とする希薄化率は 16.40%（議決権ベースの希薄化率は 16.49%）に相当します。

そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を①新卒・進学両分野における自社メディアのリニューアルと日本語学校生、及び高度外国人材・外国人大学生に向けた新サービスの構築費用、②M&A及び資本・業務提携に係る費用、③金融機関との当座貸越契約による借入金の返済に充当する予定であります。そして、これによる一層の事業拡大、収益の向上、及び財務体質の強化は、当社の業績向上につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。したがって、本第三者割当による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY 1-9005, Cayman Islands
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
(d) 組 成 目 的	投資目的
(e) 組 成 日	2006年12月
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有) 純資産：約 78 百万米ドル 払込資本金：1米ドル
(h) 代 表 者 の	代表取締役 マイケル・ラーチ

役 職 ・ 氏 名	代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名 称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所 在 地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事 業 内 容	金融商品取引業
	資 本 金	9億9,405万8,875円
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2023年3月31日現在におけるものです。

※当社は、割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係性を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である東京エス・アール・シー(代表取締役 中村 勝彦。東京都目黒区上目黒4丁目26番4号)に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2023年5月12日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、企業成長をさらに促進するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

当社は、当社のIR業務支援アドバイザーである株式会社インベストメントブリッジ(代表者:保阪 薫、住所:東京都新宿区神楽坂二丁目13番末よしビル本館4階)から2023年3月下旬にEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン。以下、「EJS」といいます。)を紹介され、EJSから本スキームについて最初の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつその資金を確実に調達する必要性を満たすとともに、既存株主への過度な影響を及ぼさず、当社の事業及び事業環境の進展に伴う株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先は、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社であるEJSが、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジ業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・

リミテッド (Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるEJSの斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、本買取契約に基づき、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2023年3月31日時点及び2023年4月28時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

8. 大株主及び持株比率

募集前 (2023年5月12日現在)	
合同会社A・G・S	16.76%
木村勇也	14.27%
木村春樹	12.03%
アクセスグループ社員持株会	6.27%
木村純子	4.09%
山崎淳矢	1.89%
株式会社SBI証券	1.80%
株式会社一や	1.22%
auカブコム証券株式会社	0.97%

GMOクリック証券株式会社	0.97%
---------------	-------

- (注) 1. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないため、募集後の大株主及び持ち株比率は省略しております。
2. 持ち株比率は、2023年3月31日時点の株主名簿をもとに2023年5月12日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。
3. 持ち株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。
4. 今回の割当予定先以外の株主（2023年5月12日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く。）の所有議決権数の割合については、2023年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

9. 今後の見通し

本第三者割当による2024年3月期連結業績に与える影響は軽微であります。開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
連結売上高	3,789百万円	3,283百万円	3,683百万円
連結営業利益	△171百万円	△226百万円	54百万円
連結経常利益	△189百万円	△246百万円	38百万円
連結当期純利益	△310百万円	△429百万円	11百万円
1株当たり連結当期純利益	△258.79円	△358.09円	9.18円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	716.36円	361.20円	374.08円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年5月12日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,219,800株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0株	0%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
始値	987円	872円	927円
高値	1,430円	1,910円	1,470円
安値	511円	750円	755円

終	値	887 円	916 円	787 円
---	---	-------	-------	-------

② 最近6か月間の状況

		2022年 12月	1月	2月	3月	4月	5月
始	値	731 円	654 円	709 円	724 円	940 円	864 円
高	値	732 円	750 円	748 円	1,368 円	969 円	1,079 円
安	値	610 円	654 円	691 円	675 円	841 円	860 円
終	値	670 円	708 円	730 円	926 円	864 円	1,004 円

(注) 2023年5月の状況につきましては、2023年5月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

		2023年5月12日
始	値	1,015 円
高	値	1,079 円
安	値	1,002 円
終	値	1,004 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

12. 発行要項

株式会社アクセスグループ・ホールディングス

第1回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アクセスグループ・ホールディングス第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,035,200円（本新株予約権1個あたり1,294円）
3. 申込期日 2023年5月31日
4. 割当日及び払込期日 2023年5月31日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割当ててゐる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は80,000株（本新株予約権1個あたり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 800個
8. 各本新株予約権の払込金額 金1,294円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、1,100円とする（以下、「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正

当社は、2023年12月1日及び2024年6月4日において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる（以下、かかる取締役会決議がなされた日を「修正決議日」という。）。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の1取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後の日に、行使価額は、修正決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が、下限行使価額を（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。「下限行使価額」は当初502円とするが、第11項の規定を準用して調整される。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であつて同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社はかかる決議を行うことができない。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(但し、第2回新株予約権及び第3回新株予約権を除く。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但しその権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額ともって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権を有する新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に}}{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times}$$

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2023年6月1日（当日を含む。）から2025年6月2日（当日を含む。）までとする。なお、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合においても、本新株予約権者は、当該取得の効力が生ずる日の前取引日までの間において、取得の対象となる本新株予約権を行使することができる。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

2025年6月2日において行使されていない本新株予約権が残存している場合には、本新株予約権者は、発行会社に対して同日中に書面により通知することにより、本新株予約権1個当たり1,294円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得するよう請求することができる。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所 りそな銀行 市ヶ谷支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
24. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する

株式会社アクセスグループ・ホールディングス

第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アクセスグループ・ホールディングス第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 511,200 円（本新株予約権 1 個あたり 852 円）
3. 申込期日 2023 年 5 月 31 日
4. 割当日及び払込期日 2023 年 5 月 31 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 60,000 株（本新株予約権 1 個あたり 100 株（以下、「割当株式数」という。））とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 600 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 852 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、1,200 円とする（以下、「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正
行使価額は、2024 年 6 月 4 日（以下、「修正日」という。）において、修正日の直前取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が、下限行使価額を（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。「下限行使価額」は当初 502 円とするが、第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する

場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第1回新株予約権及び第3回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但しその権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権を有する新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要と

する事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2023年6月1日（当日を含む。）から2025年6月2日（当日を含む。）までとする。なお、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合においても、本新株予約権者は、当該取得の効力が生ずる日の前取引日までの間において、取得の対象となる本新株予約権を行使することができる。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり852円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または広告を行うことができない。

(2) 2025年6月2日において行使されていない本新株予約権が残存している場合には、本新

株予約権者は、発行会社に対して同日中に書面により通知することにより、本新株予約権 1 個当たり 852 円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得するよう請求することができる。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 りそな銀行 市ヶ谷支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する

株式会社アクセスグループ・ホールディングス

第3回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アクセスグループ・ホールディングス第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 601,800 円（本新株予約権 1 個あたり 1,003 円）
3. 申込期日 2023 年 5 月 31 日
4. 割当日及び払込期日 2023 年 5 月 31 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 60,000 株（本新株予約権 1 個あたり 100 株（以下、「割当株式数」という。））とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 600 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 1,003 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、1,400 円とする（以下、「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正
 行使価額は、2023 年 12 月 1 日（以下、「修正日」という。）において、修正日の直前取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が、下限行使価額を（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。「下限行使価額」は当初 502 円とするが、第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する

場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但しその権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権を有する新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要と

する事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2023年6月1日（当日を含む。）から2025年6月2日（当日を含む。）までとする。なお、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合においても、本新株予約権者は、当該取得の効力が生ずる日の前取引日までの間において、取得の対象となる本新株予約権を行使することができる。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり1,003円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または広告を行うことができない。
- (2) 2025年6月2日において行使されていない本新株予約権が残存している場合には、本新

株予約権者は、発行会社に対して同日中に書面により通知することにより、本新株予約権 1 個当たり 1,003 円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得するよう請求することができる。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 りそな銀行 市ヶ谷支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する